

# 弘前藩『御国日記』にみる乱心および自害

岡田 靖雄

青柿舎(精神科医療史資料室)

受付:平成21年8月17日/受理:平成23年7月22日

**要旨:**『御国日記』は弘前城中で記録されたもので、寛文1年(1661年)から慶応3年(1867年)にいたる。松木明知・花田要一はそこから医事関係部分を抄して、『津軽医事文化史料集成 御国日記』(上・下)にまとめた(1993, 1994)。この2巻から乱心および自害・自傷の事例をえらびだした。

みいだされたのは、乱心など12例(乱心5, 気鬱2, 癲狂1, [心気症]1, 癲癩1, おびえ1, 不眠1), 乱心などによる自害・自傷16例(自害11, 自害他傷1, 自害未遂1, 心中未遂2, 自傷1; うち乱心8), 乱心による他害3例(殺人1, 傷害2), 飲酒他害1例, 乱心などの記載のない自害・自傷13例(自害9, 自害未遂2, 心中未遂1, 自傷1)であった。憑きものあるいは酒乱とおもわれる事例はなかった。

江戸時代にいくつかの地域では、乱心者監禁の手続きがさだめられていた。弘前藩においてそういった手続きがあったことを示唆するものは、みいだせなかった。

**キーワード:**弘前藩, 御国日記, 乱心, 自害, 乱心者監禁手続き

## 1. 『御国日記』について

弘前藩庁には、弘前城内で記録された『御国日記』と、江戸上屋敷で記録された『江戸日記』とがあった。これらは、4代藩主津軽信政(1646-1710)の命によりつけられはじめたものである。『御国日記』は寛文1年(1661年)6月から慶応3年(1867年)12月末日にいたる3308冊で、藩政や藩庁に関する人事、薬草栽培関係、藩内住民の動きなどをしるしている。

松木明知・花田要一編『津軽医事文化史料集成 御国日記』(上・下, 1993, 1994)<sup>1)</sup>(あとは『御国日記』松木・花田本)とするすは、弘前市立図書館蔵の『御国日記』から、医事関係部分をキーワード的に抄出したもので、抄出の作業は花田がおこなった。

この『御国日記』松木・花田本から、乱心(現在の精神疾患にはほぼ相当する“癲狂”を、本論文では一般的に“乱心”と総称する)および自害な

どに関する事例をひろってみた。なお、“青森塩町之孫右エ門と申者女房籠に而先月廿日時分より相煩”といった、籠、籠屋入りの人の病気・死についての記述がかなりあり、そのなかには乱心などの人もかなりいたかと推察される。しかし、乱心などの記載のない籠入り事例はとりあげなかった。

## 2. 事例

つぎに、ひろった事例を年代順に要約しておこう。時期的な変遷をみるために、年代を、第Ⅰ期:寛文1年(1661年)から享保21年・元文1年(1736年)まで、第Ⅱ期:元文2年(1737年)から寛政13年・享和1年(1801年)まで、第Ⅲ期:享和2年(1802年)から慶応3年(1867年)まで、と区分した。これは、年代を区切る的確な基準をみいだせなかったので、便宜的に、年号の区切りをもって期間を、73年間, 64年間, 65年間とほぼ均等に区分したものである。左内殿、津軽大助殿などについての記述は何回もでてくる

が、ここでは初出の所にまとめた。

### 第Ⅰ期

1. 延宝2年(1674年)医師石庵、ながい中気を苦にして、書き置きして自害。
2. 延宝8年(1680年)弥右エ門、医師の薬を服用しているが、気鬱で、ときどき近所へでたい由。
3. 貞享4年(1687年)津田道仙家来、他家土蔵雪囲いの貫に縄むすびつけて首縊り。
4. 同年宮館嘉左衛門倅、乱気で父親をきり(軽傷)、母も怪我。倅は籠へいれおく。
5. 元禄2年(1689年)三左エ門声体寺へまいり自害。
6. 元禄3年(1690年)井上玄庵家来、首くくりあいはてた。
7. 同年外科の佐々木宗寿の家来18歳自害。
8. 元禄4年(1691年)足軽目付の女房28歳、乱気して他家で脇差でついで死亡。
9. 同年津軽織部家来、乱心して中間にきりつけ、自害。
10. 元禄5年(1692年)越後の薬屋が剃刀でのどをきり、2丁ほどいって倒死。
11. 同年大工が剃刀で腹をきり、乱心自害といひのこして、はてた。
12. 同年鶴田村某、温湯にて乱気自害。
13. 同年左内殿乱気の様子〔症状精神病か、宝永1年(1704年)死去〕。
14. 元禄9年(1696年)町医三好意伯、乱気で座敷籠にされる〔元禄16年(1703年)死去〕。
15. 同年兵庫殿息女づき初雪、夫をころしたなどいい、また乱心して舌をくった。
16. 同年兵庫殿息女づき雲井、日頃からわずらい食すすまず〔翌年にも頭痛、めまいなど——心気症か〕。
17. 元禄10年(1697年)兵庫殿息女、気鬱し病えあり食すすまず、すこしの酒がいいというが、酒は無用と達した〔元禄15年(1702年)自害、第22例の造酒之丞殿死去に関係あったか〕。
18. 元禄12年(1699年)御姫様(1歳2か月)おびえていて、祈祷、受診。

19. 元禄13年(1700年)町筋で草をくっていた者が乱気者とみえ、あずけておいたが、ねこんで死亡。南部の者だった。
20. 同年津軽大助殿持病おもくて数年薬用——癩症、癩癩之症、驚癩症、癩狂之症、乱気〔医師たえずかわる、発作外時につよい精神症状をもつ癩癩だったろう〕。
21. 元禄14年(1701年)屋根葺、女房と自分の頭を脇差でかいたが存命、本人は“事之外くるい申候”と。
22. 同年造酒之丞殿、御気色あつく鬱症〔労中とも→死去〕。
23. 元禄16年(1703年)大納戸秋元庄大夫自害したが、あいはてるべき様はない。
24. 元禄17年(1704年)井上玄庵下女、津軽大助家来と自害。
25. 宝永1年(1704年)太田藤兵衛、金木御役所にて自害。
26. 享保4年(1719年)野呂弥次右エ門、昨年よりわずらっていたが、だんだん大病になり、乱心して自害。
27. 享保11年(1726年)高杉杏右エ門妻、半年前より気分すぐれぬことおおかたが、乱心して夫の刀で咽をつき自害。
28. 享保12年(1727年)奥村善四郎下女、雪隠入り口で首くくりはてた。

### 第Ⅱ期

29. 天明2年(1783年)御中小姓工藤文右エ門、町医工藤常見方で飲酒口論のうえ常見に刀でうちかかって、常見弟子にとりおさえられた。
30. 天明6年(1786年)堀五郎左エ門から伺い、養父癩狂でことのほか声高にさげふ。御社参などのときその声がきこえるかもしれない、どうしたものか。
31. 天明8年(1788年)小嶋杏庵、不眠なので御年始流頂戴御用捨を(江戸表ではみとめられていた)→願いのとおり。
32. 天明9年(1789年)佐々木玄端より、家来が乱心同様に手におえぬので、町同心手にわたし入牢おおせつけられたい→入牢→3か月後玄端

より、出牢させてほしい→願いのとおり。

33. 寛政2年(1790年)大道寺隼人より、召使の妹日頃不快、血狂とみえて自害したが、存命なので、疵の見分と治療とをおねがしたい。
34. 寛政8年(1796年)松山道怡より、鞞気分よろしくなく一間所にいれおきたいとの願いがききとどけられたが、本人の見継ぎ、妻女の世話をどうするか。

### 第Ⅲ期

35. 享和2年(1802年)伊東春益より、報恩寺寺庵一乗院が陰茎をきりおとしたので、療治した。
36. 文化3年(1806年)溝江伝左エ門より、御目見以下御留守居支配相馬千司親無調法の義あり蟄居おせつけられていたところ、病屈とみえ腹切りしたので、見分をお願いしたいと。
37. 文化11年(1815年)松本道味より、母は病気であったが病屈で小包丁で臍之下に疵をつけたので、見分をお願いしたいと。
38. 文政4年(1821年)対馬文太、乱心にて城中で安田吉弥に手疵をおおせたので、文太をからめとって手錠のうえ宿元にさげわたした。安田は翌日あいはてた。
39. 文政6年(1824年)聖堂で松平肥後守家来狩野軍兵衛乱心して、松井慶蔵ほか2名に手疵をおおせたが、見分したところ慶蔵は浅手であった。軍兵衛はとりおさえられた(江戸より)。
40. 文政7年(1824年)秋田の長左エ門妻子ともに借宅し日雇いをしていたが、気分よろしからず鉈で妻の肩先にきりつけ、自分は剃刀で腹切り、役筋の見分あいすみ、当人・妻子の願いで療治をうけている。
41. 天保2年(1831年)工藤十兵エ倅、積気でひきこもっていたが病屈でもあったか、腹之内ならびに咽喉に疵つけ、療治をうけたがあいはてた。
42. 天保11年(1840年)松山道円が千田勝五郎方に往診したところ、積気でながくわずらっていた同人妻が、病屈であったか咽喉に疵をおっていて、手当てしたがあいはてた。

43. 同年佐々木宗寿が往診したところ、藤田屋伝右エ門倅、病屈であったか腋之内に疵をおっていて内臓がでていた。療治かたく、木綿をまいて腹薬をだしておいた。
44. 天保14年(1843年)佐々木宗寿が水木門八郎方へ往診したところ、その弟が先月から不快で休養のためにきていたが、病屈でもあったか脇差で小腹左の方へ疵つけ、大腸がでていて療治困難なので、親類中にことわって気付をだしておいた。
45. 文久3年(1863年)佐々木玄端が宮本健蔵方へよばれたところ、自分が療治していたその妻が、病屈であったか咽気管をつきとおし、そのまま即死していた。

上記事例のほとんどはごくみじかい記述で、とくに精神症状というべき面の記載はほとんどない。それがややくわしいのは、身分が比較的たかいとおもわれる人の事例が大部分である。刃物をつかつての自害例では、見分された疵の箇所、長さ、深さがかなりくわしく記載されている。

精神症状がわりあいくわしい2事例をあげておこう。

[第4例] 貞享4年(168?年)11月23日、宮館嘉左衛門倅文大夫が乱心となり親をきった。文大夫は幼少より学問ずきだったが、かねて気鬱の気味があった。9月末に文大夫が山口勝右エ門の所にいったとき早口にものをいうので、勝右エ門母(文大夫の叔母)は嘉左衛門にしらせた。10月朔日から晦日まで矢野道説の薬をのんだが、気分に変わりはなかった。11月朔日から19日まで松山玄三の薬をもちい、この間は快気であった。この1、2日は薬をやすんでみるようにいわれた。11月21日に嘉左衛門から玄三に、診察して薬をだしてくれとたのんだが、玄三はほかに用事があった。そこで22日に辻道益にたのんだところ、道益は日暮れ前にきて文大夫の脈をとり、薬を2貼だした。それをのんだ文大夫は快臥し、23日朝には気分がよいいっていた。

同日八半すこし前に嘉左衛門に手紙がき、どういう手紙かと文大夫がたずねたので、“ご覧”という嘉左衛門の脇差をひきぬいて、嘉左衛門の頭にきりつけた。嘉左衛門が文大夫をおしたおして脇差をとったところに妻がきて、脇差で左の小指、薬指、左腕にすこしの疵をおった。文大夫は部屋におしこめて家来をつけておいた。文大夫にきくと、親にかたきはないが気分がくさくさしてこうしたと。相談のうえ文大夫は座籠にいれおくことにした〔疵を見分した人、たちあった人、医師などの名が何人もつらねられている〕。

〔第13例〕元禄5年(1692年)11月8日左内殿乱気の様子(姓がしるされていないので一門か、このあと記載がくりかえされ、医師や見分にいった役人の名がくわしくでている)。熱がつよく熱におかされている様子。11月10日昨夜はさんざんにわるかったが、井上玄庵の薬をのんで快気。またまた四時に“御気色発申候”，手足ばたつき御振などもあり、ことに夜中たわ言をもうされた。11日、昨夜九過から御気色さし発したがすぐによく、今朝までねて、日中も正気がでている。12日、左内殿がいわれるには、平生はよいが、夜になると長さ2尺ばかりの男女二人がでてきて、その声がいろいろなので迷惑する、と。薬だけでなく御札守も必要か。11月9日から薬を調進してきた井上玄庵から、“だんだんよくなってきてはいるが、ときどき差発するので、余人へ療治をおおせつけられたい”との申し出があり、今日から辻道益にかわる。辻が昨夜四半過に診察したところ、眩暈もよく平生通りとみえたので薬はださなかった。八過に発しなされたが宵よりはかなくなっていた。しかし声高にさげられた。病気が発したときは御番人が4名ずつ内にはいりつきそうだが、病気がながびくと御番人がつづかなくなりそうだ。20日、身に疵があるので外科にみせる。12月27日左膝に腫れ物ができひどくいたがるので、外科にみせる。

元禄8年(1695年)2月1日、かねてより痛

み少少。元禄10年(1697年)10月16日(兵庫殿より)痛みつよく、小便通し申しもしらず、ことに行歩不自由で、床の上に小便されるので蒲団一つがぬれている。10月15日目は7月頃からかすんでいる。11月7日昨夜より痛みつよくて、小便もいながらされる。元禄12年(1700年)12月23日(兵庫殿より)佐内殿持病は痲病で、朝夕食ともとりかねる状態。

元禄14年(1701年)3月3日風引きならびに腹中の痛み。11月4日、このところ痛みあり、薬は腕でさしあげている。ところが佐内殿は、“先年は茶碗で薬用していたので、そうしたい”と再三いわれるが、番人共は5月からの勤めなので、先年のことはしらない。先だって造酒之丞殿御病気の節は腕ですすめていた。佐内殿のいわれるように茶碗で薬をすすめてよいか。茶道具のうちには茶碗もはいつている。

宝永1年(1704年)5月18日井上玄庵より、佐内殿の病気すぐれず気もまいってきている。自分の手当てもおよばぬので、余人におおせつけられたい。川村玄統より、佐内殿の様子は水腫の御性とみえる。藤田留兵衛より、御病気昨日よりおもくみえ、今朝は食事もとられず、いろいろすすめてみても汁の腕半分(昨晩までは汁の腕一つづつあがっていたのに)。種気もつよくなっているようで、どうなるか心配、ほかの医師にもみせてほしい。往診の医師のうち和田玄良は、薬の存じ寄りはなく調査しません、とかえった。6月11日矢野玄周より、病症、脈ともなかなかで、薬の存じ寄りはないが、どうしてもいわれるので一貼さしあげた。6月14日八半時分佐内殿御病死。〔左内殿、佐内殿は記述内容からして同一人とおもわれる。はじめは、おそらく熱性疾患による症状精神病、のちは脳血管性疾患か。〕

### 3. 事例のまとめ

- i. まず45例の年代別分布をみると、  
第I期—76年間(『御国日記』松木・花田本 407ページ)—28例  
第II期—65年間(『御国日記』松木・花田本

286 ページ) — 6 例

第Ⅲ期 — 66 年間 (『御国日記』松木・花田本  
360 ページ) — 11 例

ii. つぎに記載内容を, 乱心, 自害, 他害などの面  
で区分すると, つぎようになる. なお, 原文で  
“自害”の語は, 自害したが存命で, 疵の見  
分および治療をおねがいがしたい, などと, 未  
遂例にもつかわれている (『事例』の前章でも,  
そのように記載した). まとめでは, 既遂例だけ  
を自害とみただけで, また“乱気”は“乱心”に  
いれ, “鬱狂”は“氣鬱”にいった.

1) 乱心など 12 例

乱心 5 例 — 男

氣鬱 2 例 — 男

癲狂 1 例 — 男

[心気症] 1 例 — 女

癲癩 1 例 — 男

おびえ 1 例 — 女

不眠 1 例 — 男

2) 乱心などによる自害・自傷 16 例

自害 11 例 — 男 6, 女 5 — 手段は刃物 9, 不明 2

自害他傷 1 例 — 男 — 手段は刃物

自傷未遂 1 例 — 女 — 手段は刃物

心中未遂 2 例 — ともに男が主, 女が従 — 手段  
は刃物

自傷 1 例 — 女 — 手段は舌く

原因とおもわれる乱心などの細目はつぎのよう  
である.

乱心 8 例 — 男 4, 女 4

病屈 3 例 — 男 2, 女 1

積気 → 病屈 2 例 — 男 1, 女 1

氣鬱 1 例 — 女

くるい 1 例 — 男

気分よろしからず 1 例 — 男

3) 乱心他害 3 例 — 殺人 1, 傷害 2 — 男 — 手段は  
刃物

4) 飲酒他害 1 例 — 男 — 手段は刃物

5) 乱心などの記載のない自害・自傷 13 例

自害 9 例 — 男 8, 女 1 — 手段は縊首 3, 刃物 1,  
不明 5

自傷未遂 2 例 — 男 1, 女 1 — 手段は刃物 1, 不

明 1

心中未遂 1 例 — 記載は女が主, 男は従 — 手段  
は不明

自傷 1 件 — 男 — 手段は刃物

iii. つぎに, 乱心関係の病症記載語に時代的変  
遷があるかどうか検討する. 第 20 例津軽大助殿  
のように, 何回も記載されていてさまざまな病症  
名がつけられているものは, それぞれをかぞえた.

第Ⅰ期 — 乱気 9, 乱心 4, 氣鬱 3, 癲癩 2, くる

い 1, 狂乱 1, 癲症 1, 驚症 1, 癲狂 1, 鬱狂 1

第Ⅱ期 — 乱心 1, 癲狂 1, 血狂 1, 気分よろしから  
ず 1

第Ⅲ期 — 病屈 5, 積気 2, 乱心 1, 気分よろしから  
ず 1

“乱気”, “乱心”の語につきみると, 元禄 14 年  
(1701 年) までは“乱気”が優位であるが, 両者  
が併用されていた.“乱気”の最後は元禄 16 年  
(1703 年) で, あとは“乱心”だけが少数でいた.  
なお, たとえば第 8 例は, 先月 29 日からわずらっ  
ていて, 薬をのんで 4, 5 日前から快気していたが,  
“今朝五半北に与風<sup>〔ふと〕</sup>到乱気”自害した, 第 7  
例は, 去年 7 月よりわずらい, いろいろ薬をもち  
いていたが, だんだん大病になり, “与風乱心仕”  
自害した, とあるように, 両語ともに, つづいて  
いた状態をさすだけでなく, 急な状態増悪をしめ  
すこともある.

もう一つ注目されるのは, 第Ⅲ期にでてきた  
“病屈”の語である. たとえば第 41 例は, “積気  
強御断申上引籠罷在候折病屈にも御座候哉”自害  
した, とあるように, それまでわずらっていたもの  
が急に自害したときの推測説明として, ほとんど  
が“病屈にも御座候哉”の形でつかわれている.  
急激な鬱屈といった意味であろう.

iv. 乱心者処遇につき慣習法的な手続きはあつ  
ただらうか. 事例をみていこう.

第 4 例. 乱気で父親をきりつけた男, 部屋にお  
しこめて家来をつけておいた (届け出).

第 14 例. 乱気の町医が居所の壁をやぶって欠  
出したので“捕羽加い付差置申候, 随分相守  
候得共乱気之者儀重而如何様之異変可有之茂

難斗奉存御断申上候”との申し出に、座敷籠に入れてにげぬようにするよう申し渡し、はじめの、親類からの申し出では“羽加い付”にしたことよりも、なにをするかわからないとの点に重点がおかれているようである。なお、この町医が病死したときの見分の書き付けでは、町医をひきとっていた親類は、手前にひきとって“牢屋ニ差置”とのべている(私宅籠でも“牢屋”と表現しているのである)。

第19例. 草喰い〔浮浪?〕の乱気者を土手町の者、ついで長町の者にあずけておいた。

第21例. 心中未遂の夫を町の者にあずけておいたが、ことのほかくるっているので“はかい付”にもうしつけた。

第30例. 大声でさけぶ癡狂人の声が御社参のとききこえるかもしれぬが、との届け出。

第31例. 不眠だからとの年始行事不参加の願いがききとどけられた。

第32例. 家来が乱心同様で手にあまるから入牢させたいとの佐々木玄端〔名前からして医師〕の町奉行への願い出がききとどけられ、3か月後にまた主人の申し出により出牢。

第34例. 医師より、娘聳が気分すぐれぬので一間にいれおきたい儀は伺いのおりで、どこで看護するか、その家族をだれがみるかで、あれこれのやりとり。

第38例. 乱心して城中で他人に疵をおわせた男を、からめとって手錠のすえ宿元にさげわたし、5人をつきそわせた。

第19例、第21例は、行旅病者や看護する人のいない病人を町の者に世話させる慣習があったことをしめしている。第4例は、乱気して他人を傷害した者を監禁しているとの届け出である。第14例は、乱気者を束縛しているが、なにをしでかすかわからないとの届け出に対して、にげぬように監禁しておけとの申し渡しがされている。第34例では、気分すぐれない者を監禁したいとの願い出がききとどけられている。つまり、乱心者の監禁は、あらかじめ許可をえておこなうとは

かぎらないのである。第38例の手錠のうえ監禁は目付の指示によっているが、これは城中他害事件であるから当然のことだろう。

第21例では、狂いがひどいので“はかい付”という特別処置がもうしつけられている(“はかい”は“羽交い”, 束縛の意か)。第14例ではすでに“羽加い付”処置がとられている。つまり、羽交い付処置も、指示・許可によっておこなうとはかぎらないのである。第32例は、手にあまる乱心同様の者の、いわば一時牢預けである。

そのほかは、乱心などにもなる届け出、願い出である。自害のときの疵の見分には随分筆がつかわれており、また籠屋入りの人の病気、死についての記述はかなりあるのに比して、乱心などのさいの座敷籠についての記述はきわめてすくない。

たとえば、天和3年(1683年)青森塩町の孫右エ門女房が籠にて病死したとの届けがでていて、この籠は公的な籠舎(牢舎)でなくて自宅のそれと推定される。その籠入りについての届け出はみあたらない。類似例はほかにもある。

これらから、乱心などによる籠入りの届け出は慣習化されていなかったのだろうと推定される。

#### 4. 考察

『御国日記』松木・花田本にあげられた乱心・自害などの事例(と、わたしがよみとったもの)は、計45例である。これらのうち、乱心などの例は31例である。ところで、『御国日記』原本をしらべた櫻田高<sup>2)</sup>が、1661年から1710年までに“乱気”に関する記事が130例ぐらいいみられたとしているところからすると、松木・花田本にいれられなかった乱気・乱心などの例はかなりおおいと推定される(キーワードとして抄出された部分が、乱気・乱心などの記載部分からずれていた可能性が一つかんがえられる)。櫻田は、自害、預け置き、追放・越山、座敷牢、成敗、幻妄妄想状態の6例をあげているが、これらのうち『御国日記』松木・花田本にいれられているのは、預け置きの例(本論文第19例)だけである。

乱心などの呼称の変遷はどうか。奥州守山藩

(現、福島県郡山市の一部)の1703年から1867年にわたる147冊の『御用留帳』を調査した昼田源四郎<sup>3)</sup>は、狂気の事例59をみいだした。そこで狂気を記述する用語としておおかったのは、“乱心”、“狐付”、“乱気”、“狂気”であるが、“乱心”、“乱気”、“狂気”はほぼ同様な意味でつかわれていて、用語の時代的変遷はみられなかった。一方、『御支置裁許帳』、『百箇条調書』、『御支置例類集』といった江戸幕府の公文書をしらべた板原和子・桑原治雄<sup>4,5)</sup>は、心神喪失状態をあらわすのに、1670年から1680年代までは“気違”がつかわれ、1721年から1742年までには“乱気”、“乱心”の両方をつかわれ、1770年代なかばからは“乱心”が公的用語として確立されたことを、みいだした。この『御国日記』では、第I期には“乱気”のほうがおおく、そののちは“乱心”がおおい。といっても、事例数がすくなく、この傾向は決定的ではない。

最後の問題は、乱心者の監禁処遇について慣習化された手続きがあったか、である。山崎佐の先駆的研究<sup>6)</sup>および、それをうけて『旧藩府引継書』を調査した板原・桑原<sup>5,7)</sup>は、入檻(私宅での)、入牢、溜預(溜は非人頭に管理された施設)が制度化されていたことをしめした。また昼田<sup>3)</sup>によれば、守山領では指籠入れ(山崎ほかの入檻に相当)の手続きが制度化されていた。

岡山藩池田家文書『留帳』の「雑」項目および『藩法帳』から、精神に異常をきたし牢屋敷に収容された者たちの記録を抽出したという妻鹿淳子<sup>8)</sup>は、実数30事例をあげているが、そのなかには転地1件、自宅での“囲”など3件がはいっている。そして、牢屋敷入りをねがいでた27例のなかにも、“囲等仕指置候処、病気増長仕”などと牢屋敷入りをねがいでている例が2例はいっている。妻鹿の記述には曖昧なところがあり、妻鹿は牢屋敷入り事例にかぎらず、“乱心”、“狂気”などで届け出・願い出のあったものをひろっているようである。とすると、牢屋敷入りの願い出件数に比して、“囲”などの届け出はすくなくすぎる。

これからは、自宅での看護困難のばあいの牢屋敷入りは慣習化されていたが、自宅などでの“囲”入れの届け出はあまり慣習化されていなかったものと推察される。

弘前藩ではどうだったか。この点こそがわたしの関心の的だったが、個別的届け出はあっても、この慣習化・制度化をしめすものはみいだせなかった。櫻田<sup>2)</sup>も、そういったものの存在を指摘していない。江戸時代後期にいたっても、乱心者監禁手続きの制度化は、各地各藩によりまちまちだったようである。

いずれにせよ、この『御国日記』は、日本の癲狂史にとってきわめて貴重な資料であり、その原本によってくわしい検索がなされることをのぞきたい。

最後に、こういった貴重な資料に接近する足かりをあたえてくださった松木明知氏に、ふかくお礼をもうしあげる。

## 文 献

- 1) 松木明知・花田要一編. 津軽医事文化史料集成 御国日記(上, 下). 弘前: 第八十六回日本医史学会会長松木明知; 1993, 1994
- 2) 櫻田高. 日本精神医学新風土記(6) 青森県. 臨床精神医学 2007; 36(7): 907-913
- 3) 昼田源四郎. 疫病と狐憑き 近世庶民の医療事情. 東京: みすず書房; 1985. p.85-126
- 4) 板原和子・桑原治雄. 江戸時代後期における精神障害者の処遇(3). 社会問題研究 2000; 49(2): 183-200
- 5) 板原和子. 江戸時代後期における精神障害者処遇[学位論文]. 大阪: 大阪府立大学大学院社会福祉研究科; 平成15年度
- 6) 山崎佐. 精神病患者処遇考(二), (三), (四). 神経学雑誌 1931; 34(1): 75-85, 1932; 34(2): 234-246, 34(4): 399-412
- 7) 板原和子・桑原治雄. 江戸時代後期における精神障害者の処遇(1), (2), (3), (4). 社会問題研究 1998; 48(1): 41-59, 1999; 49(1): 93-111, 2000; 49(2): 185-200, 2000; 50(1): 79-94
- 8) 妻鹿淳子. 病者収容施設としての牢屋敷. 岡山県立記録資料館 2010; 5: 1-18

# Insanity and Suicide, as Described in the “Okuni-nikki (Diaries of Our Clan)” of the Hirosaki Clan Government

Yasuo OKADA

Seishisha (the Library of Psychiatric History)

The “Okuni-nikki (Diaries of our Clan)” of the Hirosaki Clan Government covers the years 1661–1867. Akitomo Matsuki and Yōichi Hanada picked up medical topics from these diaries, and edited them in two volumes of “Tsugaru-ijibunka-shiryōshūsei: Okuni-nikki” (1993, 1994). I selected cases of insanity and suicide from these volumes.

Selected were 1) 12 cases of insanity (in its wider sense) (5 cases of insanity, 2 cases of depression, a case of mania, a case of hypochondriasis, a case of epilepsy, a case of *pavor nocturnus*, and a case of insomnia), 2) 16 cases of suicide and self injury, caused by insanity (in its wider sense) (11 cases of suicide, a case of suicide and injuring another person, a case of attempted suicide, 2 cases of lovers’ attempted suicide, and a case of self injury; 8 cases of them were caused by insanity), 3) 3 cases of killing and injuring others, caused by insanity (a case of killing another person, and 2 cases of injuring others), 4) a drunk case of injuring another person, and 5) 13 cases of suicide and self injury, without description of insanity (9 cases of suicide, 2 cases of attempted suicide, a case of lovers’ suicide, and a case of penis cutting off). There were no described cases of possession or alcoholism.

In the Edo Era, in several provinces and clans had legal procedure to confine insane patients. As for the Hirosaki Clan, I could not find clues to suggest the existence of such legal or customary procedures.

**Key words:** Hirosaki Clan Government, Okuni-nikki, Insanity, Suicide,  
Legal procedures to confine insane patients